

庄内広域水道企業団情報公開条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長

庄内広域水道企業団規則第2号

庄内広域水道企業団情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、庄内広域水道企業団情報公開条例（令和8年庄内広域水道企業団条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する書面は、公文書開示請求書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 希望する開示の方法

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(開示決定等の通知書等)

第3条 条例第11条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をしたとき 公文書開示決定通知書（様式第2号）

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をしたとき 公文書部分開示決定通知書（様式第3号）

2 条例第11条第2項に規定する書面は、公文書不開示決定通知書（様式第4号）とする。

3 条例第11条第4項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（様式第5号）とする。

4 条例第11条第5項に規定する書面は、開示決定等期間特例適用通知書（様式第6号）とする。

(公文書開示請求事案移送通知書)

第4条 条例第12条第1項に規定する書面は、公文書開示請求事案移送通知書（様式第7号）とする。

(意見聴取の通知等)

第5条 実施機関は、条例第13条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、意見を述べる機会を与える場合は、当該第三者に対し、公文書開示第三者通知書（様式第8

号)により通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた第三者は、実施機関に対し、意見書を提出し、又は口頭により意見を陳述することができる。この場合において、口頭により意見を陳述しようとするときは、公文書開示第三者意見口頭陳述申出書(様式第9号)を実施機関に提出するものとする。

3 前項に規定する意見書の様式は、公文書開示第三者意見書(様式第10号)による。

4 実施機関は、第三者から公文書開示第三者意見口頭陳述申出書が提出された場合は、当該第三者に対し、意見の聴取を行う日時その他必要な事項を公文書開示第三者意見聴取通知書(様式第11号)により通知しなければならない。

(意見聴取の実施)

第6条 意見の聴取は、実施機関が指定する職員が主宰する。

2 意見の聴取は、公開しない。

(意見聴取の終結)

第7条 実施機関は、その指定する日までに公文書開示第三者意見書若しくは公文書開示第三者意見口頭陳述申出書が提出されない場合又は第三者が意見の聴取に出頭しない場合は、当該第三者に改めて意見を述べる機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

(公文書開示決定第三者通知書)

第8条 条例第13条第3項に規定する書面は、公文書開示決定第三者通知書(様式第12号)とする。

(開示の実施等)

第9条 条例第14条に規定する公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において実施するものとする。

2 条例第14条本文に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) フィルム(マイクロフィルムを除く。)、録音テープ及び録画テープ 視聴

(2) マイクロフィルム 視聴又は当該公文書に記録された情報を印刷物として出力したもの(以下「印刷物」という。)の閲覧若しくは印刷物の写しの交付

(3) フロッピーディスク 印刷物の閲覧又は印刷物の写しの交付

(4) 前2号に掲げる公文書以外の電磁的記録 実施機関が別に定める方法

3 実施機関は、公文書の開示を受けるものが当該開示に係る公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の開示を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書又は印刷物の写しの交付部数は、開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

(費用負担)

第10条 条例第16条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する費用は、写しを交付する際に徴収する。ただし、送付に要する費用は、前納とする。

(諮問等の通知)

第11条 条例第17条第4項の規定による通知は、審査請求に係る諮問等通知書（様式第13号）によるものとする。

（提出資料の写しの送付）

第12条 審査会は、条例第21条第2項又は第3項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（施行状況の公表）

第13条 条例第23条第2項の規定による条例の施行の状況の公表は、次に掲げる事項について広報紙に掲載することにより行うものとする。

（1）開示請求の件数

（2）開示決定等の件数

（3）不服申立ての件数及びその処理状況

（4）前3号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

写しの作成	電子複写機による複写（日本産業規格A列3番以下の用紙を用いたもの）	単色刷り	1枚につき 50円
		多色刷り	1枚につき 100円
	上記以外の複写		当該写しの作成に要した額
写しの送付			郵送に要する額

備考 用紙の両面に複写されたものについては、片面を1枚として算定する。

様式第1号（第2条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

（実 施 機 関） 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

郵便番号

電話番号

庄内広域水道企業団情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の件名又は内容	
希望する開示の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付(郵送の希望 有)
※ 実施機関記入欄	

1 「請求する公文書の件名又は内容」の欄は、開示を請求する公文書の件名又は内容について、できるだけ詳しく記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示することに決定したので、庄内広域水道企業団情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

請求のあった公文書の件名又は内容	
開示の日時	年 月 日 午前 午後 時
開示の場所	
問い合わせ先 (電話番号)	
備考	

- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 開示の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ上記の問い合わせ先に申し出てください。

様式第3号（第3条関係）

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり部分開示することに決定したので、庄内広域水道企業団情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

請求のあった公文書の件名又は内容	
開示の日時	年 月 日 午前 午後 時
開示の場所	
開示しない部分及びその理由	開示しない部分 開示しない理由 ・庄内広域水道企業団情報公開条例第7条第 号に該当
問い合わせ先（電話番号）	
備考	

- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 開示の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ上記の問い合わせ先に申し出てください。

様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、庄内広域水道企業団情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

請求のあった公文書の件名又は内容	
開示しない理由	
問い合わせ先 (電話番号)	
備考	

様式第5号（第3条関係）

開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、庄内広域水道企業団情報公開条例第11条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので、通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

請求のあった公文書の件名又は内容	
条例第11条第3項の規定による期間	年 月 日まで
期間内に開示決定等を行うことができない理由	
条例第11条第4項の規定により延長する期間	年 月 日まで
問い合わせ先（電話番号）	
備考	

様式第6号（第3条関係）

開示決定等期間特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

（実 施 機 関）

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、庄内広域水道企業団情報公開条例第11条第5項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので、通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

請求のあった公文書の件名又は内容	
条例第11条第3項の規定による期間	年 月 日まで
条例第11条第5項を適用する理由	
公文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日まで
残りの公文書について開示決定等をする期間	年 月 日まで
問い合わせ先 (電話番号)	
備 考	

様式第7号（第4条関係）

公文書開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

(実 施 機 関) 印

年 月 日付けの公文書の開示請求については、庄内広域水道企業団情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

なお、移送された公文書の開示請求に係る事務については、今後、移送を受けた実施機関において執行します。

請求のあった公文書の 件名又は内容	
移送を受けた実施機関 (問い合わせ先) (電話番号)	
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	
移送したことについて の問い合わせ先 (電話番号)	
備 考	

様式第8号（第5条関係）

公文書開示第三者通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

庄内広域水道企業団情報公開条例に基づき開示の請求がありました公文書に、次のとおり
に関する情報が記録されているので、同条例第13条第1項(第2項)の規定により、その開示をすることについて意見を求めます。

開示することに意見を述べるときは、別添の公文書開示第三者意見書又は公文書開示第三者意見口頭陳述申出書を、年 月 日までに提出してください。

請求のあった公文書の件名又は内容	
公文書に記録されているに関する情報の内容	
問い合わせ先 (電話番号)	
備考	

- 1 書面により意見を述べようとする場合は公文書開示第三者意見書を、口頭により意見を述べようとする場合は公文書開示第三者意見口頭陳述申出書を提出してください。
- 2 口頭により意見を述べようとする場合において、代理人が意見を陳述するときは、委任状又は代理人の資格を証明する書類を添付してください。
- 3 指定された日までに公文書開示第三者意見書又は公文書開示第三者意見口頭陳述申出書が提出されない場合は、に関する情報が開示される場合があります。

様式第9号（第5条関係）

公文書開示第三者意見口頭陳述申出書

年 月 日

（実 施 機 関） 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

郵便番号

電話番号

年 月 日付け第 号で通知のありました公文書の開示について、口頭により意見を述べたいので、次のとおり申し出ます。

請求のあった公文書の件名又は内容	
口頭により陳述する意見の概要	
希望する意見陳述の日時	年 月 日 午前 午後 時
備 考	

様式第10号（第5条関係）

公文書開示第三者意見書

年 月 日

（実施機関）様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

郵便番号

電話番号

年 月 日付け第 号で通知のありました公文書の開示について、次のとおり意見を述べます。

請求のあった公文書の件名又は内容	
1 開示されても支障がない。	
2 開示されると支障がある。 （開示されると支障がある部分）	
（その理由）	

該当する番号を○で囲み、開示されると支障がある場合は、その部分及び理由を具体的に記入してください。

様式第11号（第5条関係）

公文書開示第三者意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

（実 施 機 関）印

年 月 日付けで申出のありました口頭による意見の陳述について、次のとおり実施するので、通知します。

請求のあった公文書の件名又は内容	
意見聴取の日時	年 月 日 午前 午後 時
意見聴取の場所	
意見聴取を実施する実施機関の担当部課等（電話番号）	
備 考	

指定された日時及び場所に出頭しない場合は、意見聴取の手続を終結し、 に関する情報が開示される場合があります。

様式第12号（第8条関係）

公文書開示決定第三者通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）印

年 月 日付け第 号で通知しました に関する情報が記録されている公文書の開示請求については、次のとおり開示の決定をいたしましたので、庄内広域水道企業団情報公開条例第13条第3項の規定により、通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

開示の予定日までに審査請求又は決定の取消しを求める訴えがないときは、に関する情報が開示されますので、御承知ください。

請求のあった公文書の件名又は内容	
公文に記録されている に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示の予定日時	年 月 日 午前 午後 時
問い合わせ先（電話番号）	
備考	

様式第13号（第11条関係）

審査請求に係る諮問等通知書

第 号
年 月 日

様

（諮 問 庁）印

庄内広域水道企業団情報公開条例に基づく公文書の開示決定等に対する審査請求について、同条例第17条第2項の規定により、次のとおり庄内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問（意見の聴取）をいたしましたので、同条第4項の規定により通知します。

請求のあった公文書の 件名又は内容	
開示決定等の内容	
審査請求の年月日	年 月 日
審査請求の趣旨及び 理由	趣旨 理由
諮問（意見の聴取）を した年月日	年 月 日
問い合わせ先 （電話番号）	
備 考	